

令和6年における部の構成、裁判官の配置、裁判事務の分配、  
代理順序及び開廷日割

令和6年 1月 1日施行

令和6年 1月 16日施行

令和6年 2月 27日施行

令和6年 3月 25日施行

令和6年 4月 1日施行

津 地 方 裁 判 所

目 次

第1 本 庁	1
1 裁判官の配置及び部の構成	1
2 民事裁判事務の分配	1
3 刑事裁判事務の分配	6
4 2人以上の裁判官が担当する事件の分配等	9
5 代理順序	10
6 開廷日割	10
第2 支 部	11
1 松阪支部及び伊賀支部	11
2 四日市支部	13
3 伊勢支部及び熊野支部	19
第3 簡易裁判所	21
第4 所長の応急措置について	27
第5 新任判事補研さんについて	27

## 第1 本庁

### 1 裁判官の配置及び部の構成

民事第1部	裁判長	判事	竹内浩史
	判事	入江克明	
	判事	小川貴寛	
	判事	芹澤美知太郎	
	職権特例判事補	清水萌	
	判事補	後藤寛樹	
(兼)判事補	高島菜緒		
	市原義孝		
	竹内浩史		
	入江克明		
	小川貴寛		
	芹澤美知太郎		
(兼)職権特例判事補	清水萌		
	後藤寛樹		
	高島菜緒		
	市原義孝		
	竹内浩史		
	入江克明		
民事第2部	裁判長	判事	竹内浩史
	(兼)判事	入江克明	
	(兼)判事	小川貴寛	
	(兼)判事	芹澤美知太郎	
	(兼)職権特例判事補	清水萌	
	(兼)判事補	後藤寛樹	
(兼)判事補	高島菜緒		
	市原義孝		
	竹内浩史		
	入江克明		
	小川貴寛		
	芹澤美知太郎		
刑事部	裁判長	判事	出口博章
	判事	西前征志	
	判事	深見翼	
	判事	湯川亮	
	(兼)判事補	後藤寛樹	
	判事補	高島菜緒	

### 2 民事裁判事務の分配

(1) 合議制事件（裁判が決定及び命令による場合を除く。）

民事第1部に分配する。

なお、合議構成については、部所属裁判官の協議による。

(2) (1)以外の合議制事件

民事第2部に分配する。

なお、合議構成については、部所属裁判官の協議による。

(3) 一人制事件

ア 民事通常訴訟事件、手形・小切手訴訟事件、行政訴訟事件、再審事件

(非訟事件に係るものと除く。) 及び人身保護事件

判 事 竹内 浩 史 (4/24)

判 事 小川 貴 寛 (7/24)

判 事 芹澤 美知太郎 (7/24)

職権特例判事補 清水 萌 (6/24)

イ 労働審判事件

判 事 竹内 浩 史 (\*1)  
(1/7)

判 事 小川 貴 寛 (\*1)  
(2/7)

判 事 芹澤 美知太郎 (\*1)  
(2/7)

職権特例判事補 清水 萌 (\*1)  
(2/7)

ウ 労働事件で、労働審判法第22条、第23条及び第24条により訴えの提起があったものとみなされたもの

判 事 竹内 浩 史 (4/24)

判 事 小川 貴 寛 (7/24)

判 事 芹澤 美知太郎 (7/24)

職権特例判事補 清水 萌 (6/24)

ただし、当該労働審判事件の担当裁判官には配てんしない。

エ 保全事件

(ア) 保全命令事件 ((イ)の事件を除く。)

判 事 補 後 藤 寛 樹 (1/2)

判 事 補 高 島 菜 緒 (1/2)

(イ) 保全命令事件 (要審尋事件 (特定物である動産の引渡断行の仮処分を除く (民事保全法第23条4項ただし書)。))

判 事 小 川 貴 寛 (1/2)

判 事 芹 澤 美知太郎 (1/2)

(ウ) 保全異議事件、保全取消事件並びに民事保全法施行前の仮差押え又は仮処分決定に対する異議申立事件及び仮差押え又は仮処分決定の取消申立事件

判 事 竹 内 浩 史

オ 破産事件 (同時廃止事件)

判 事 竹 内 浩 史 (2/20)

判 事 深 見 翼 (5/20)

判 事 湯 川 亮 (5/20)

判 事 補 後 藤 寛 樹 (8/20)

カ 破産事件 (オの事件を除く。)、通常再生事件、個人再生事件、会社更生事件、商事非訟事件 (特別清算事件のみ)

判 事 竹 内 浩 史 (1/10)

判 事 小 川 貴 寛 (9/10)

キ 罹災都市借地借家臨時処理法事件

判 事 竹 内 浩 史

ク 調停事件 (クの事件を除く。)

判 事 竹 内 浩 史

ケ 訴訟事件又は非訟事件で調停に付されたもの

当該訴訟事件又は非訟事件の担当裁判官

(\* 2)

コ 借地非訟事件、民事非訟事件、商事非訟事件（特別清算事件を除く。）

及び公示催告事件

判 事 小 川 貴 寛

サ 証拠保全事件、共助事件、担保取消決定申立事件及び訴え提起前の証拠  
収集処分

判 事 補 後 藤 寛 樹 (1/2)

判 事 補 高 島 菜 緒 (1/2)

ただし、執行停止事件に付随する担保取消決定申立事件については、基  
本となる事件を担当する裁判官が担当する。

シ 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件、担保権の実行としての競売等事件並びにこれらに関する執行雑事件

判 事 竹 内 浩 史 (1/10)

判 事 芹 澤 美知太郎 (9/10)

ただし、執行雑事件は、基本となる事件を担当する裁判官が担当する。

ス 債権その他の財産権に対する強制執行事件、担保権の実行及び行使事件、  
事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件並びにこれらに関する執行雑事件

判 事 竹 内 浩 史 (1/10)

職権特例判事補 清 水 萌 (9/10)

ただし、執行雑事件は、基本となる事件を担当する裁判官が担当する。

セ 財産開示事件、第三者からの情報取得事件及び執行雑事件 (\* 3)

判 事 竹 内 浩 史 (1/10)

職権特例判事補 清水 萌 (5/10)

判事 芹澤 美知太郎

(4/10)

ソ 動産競売開始許可申立事件及び執行官事務において必要な執行裁判所の許可申立事件

判事 芹澤 美知太郎

タ 配偶者暴力に関する保護命令事件

判事 竹内 浩史 (1/10)

判事 小川 貴寛 (3/10)

判事 芹澤 美知太郎 (3/10)

職権特例判事補 清水 萌 (3/10)

チ 過料事件

判事 市原 義孝

ただし、基本となる事件に付隨する過料事件は、基本となる事件を担当する裁判官が担当する。

ツ 簡易確定事件

職権特例判事補 清水 萌

テ 非訟事件に係る再審事件 当該非訟事件の分配を受ける裁判官

ト 前各号に掲げる事件以外の事件

判事 竹内 浩史

\* 1 判事竹内浩史、判事小川貴寛、判事芹澤美知太郎及び職権特例判事補清水萌を労働審判官に指定する。

\* 2 判事竹内浩史、判事小川貴寛、判事芹澤美知太郎及び職権特例判事補清水萌を調停主任に指定する。

\* 3 サ及びシに各記載の執行雜事件を除く。

(4) 差戻事件 (支部を含む。)

民事第1部に分配する。ただし、民事第1部において合議体を構成することができないときは民事第2部又は刑事部に所属する裁判官をもって適宜補充する。

なお、一人制にかかる差戻事件については、原裁判担当裁判官以外の民事第1部の裁判官（判事補を除く。）に順次分配する。

(5) 本庁民事各部、支部及び簡易裁判所（いずれも四日市を除く。）の裁判官（裁判所書記官を含む。）に対する除斥事件及び忌避事件

民事第2部に分配する。ただし、民事第2部において合議体を構成することができないときは刑事部に所属する裁判官をもって適宜補充する。

(6) 分配の調整

事件の分配についての調整を行うため必要があるときは、部所属裁判官全員で協議の上調整を図る。

### 3 刑事裁判事務の分配

(1) 合議制事件

刑事部に分配する。

なお、合議構成については、部所属裁判官の協議による。

(2) 一人制事件

ア 公判請求事件（即決裁判手続の申立てがあった事件を除く。）及び再審請求事件

判	事	出 口 博 章	(2 / 7)
判	事	西 前 征 志	(2 / 7)
判	事	深 見 翼	(1 / 7)
判	事	湯 川 亮	(2 / 7)

イ 即決裁判手続の申立てがあった公判請求事件

判	事	出 口 博 章	(1 / 2)
判	事	西 前 征 志	(1 / 2)

ウ 刑の執行猶予言渡取消しの請求事件

判 事 補 高 島 菜 緒

エ 「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」における起訴前の保全手続事件及び国際共助手続事件

判 事 西 前 征 志

オ 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」における保全手続事件及び国際共助手続事件

判 事 西 前 征 志

カ 「不正競争防止法」における保全手続事件及び国際共助手続事件

判 事 西 前 征 志

キ 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（以下「医療観察法」という。）に基づく事件（差戻事件、除斥事件、鑑定入院命令に係る事務及び連戻状に係る事務を除く。なお、同一の対象者に関する事件は同一の裁判官に分配する。）

判 事 出 口 博 章 (1/3)

判 事 西 前 征 志 (2/3)

ク 損害賠償命令事件は、刑事被告事件が係属する部又は裁判官に分配する。

ケ ウ、エ、オ、カ、キ及びクの雑事件を除くその他の雑事件（刑事訴訟法第430条の準抗告を含む。）

判 事 補 高 島 菜 緒

コ 裁判員法第2条第3項による合議体を構成する事件

判 事 出 口 博 章 (1/2)

判 事 西 前 征 志 (1/2)

サ 令状請求事件、勾留に関する処分事件及びその他令状に付隨する雑事件等（被疑者国選弁護人選任に係る事務並びに医療観察法に基づく鑑定入院

命令に係る事務及び連戻状に係る事務を含む。)

(ア) 勤務時間内

a 令状請求事件（被疑者国選弁護人選任に係る事務を含む。）

判事補 後藤 寛樹（1／2）

判事補 高島 菜緒（1／2）

b 第1回公判前の勾留に関する処分事件

判事 深見 翼（1／3）

判事 湯川 亮（1／3）

判事補 高島 菜緒（1／3）

ただし、身柄移送の同意は、判事補高島菜緒に分配する。

c その他令状に付隨する雑事件（医療観察法に基づく鑑定入院命令に係る事務及び連戻状に係る事務を含む。）

判事補 高島 菜緒

なお、被疑者に対する勾留理由開示請求事件及び第1回公判期日までの被告人に対する勾留理由開示請求事件は、当該被疑者又は被告人に対する令状を発付した裁判官が担当するものとする。ただし、その裁判官に差し支えがあるときは、判事補高島菜緒が担当する。

(イ) 勤務時間外及び休日

別に定める「津地方・家庭裁判所及び津簡易裁判所における勤務時間外の令状等請求事件の分担及び処理に関する定め」に従って取り扱う。

シ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管事務

判事 西前 征志

ス 更生保護法第52条第5項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する意見は、原裁判担当裁判官が担当する。ただし、その裁判官が転補

等により担当することができない場合は、後任の裁判官が担当する。

(3) 差戻事件（支部を含む。）、準抗告事件（刑事訴訟法第429条。四日市支部における合議事件に係るもの及び同支部の単独事件に係るもので裁判官全員に差し支えのある場合を含む。）並びに本庁刑事部、支部及び簡易裁判所（いずれも四日市を除く。）の裁判官（精神保健審判員及び裁判所書記官を含む。）に対する除斥事件及び忌避事件

刑事部に分配する。ただし、刑事部において合議体を構成することができないときは、民事第1部に所属する裁判官をもって適宜補充する。

なお、一人制にかかる差戻事件については、原裁判担当裁判官以外の刑事部の裁判官（判事補を除く。）に順次分配する。

(4) 裁判員法第3条第2項による決定、同法第35条第3項による裁判員候補者の不選任請求の却下決定に対する異議申立て、同法第41条第4項による裁判員又は補充裁判員の解任請求に対する決定、同法第42条第2項による裁判員又は補充裁判員の解任請求の却下決定に対する異議申立て、同法第43条第4項による裁判員又は補充裁判員の解任決定及び同法第94条第2項による選任予定裁判員の選定の取消請求の却下決定に対する異議申立て

刑事部に分配する。ただし、刑事部において合議体を構成することができないときは、民事第1部に所属する裁判官をもって適宜補充する。

(5) 分配の調整

事件の分配についての調整を行うため必要があるときは、部所属裁判官全員で協議の上調整を図る。

#### 4 2人以上の裁判官が担当する事件の分配等

(1) 2人以上の裁判官が担当すべき事件の分配は、事件種類別に、受付順に従って行い、年度更新をしない。ただし、再審事件は、基本事件を処理した裁判官があるときは、その裁判官に分配する。

(2) 裁判官の病気、長期出張等の事由により一時的に担当事件の処理に支障を

生じる場合には、当該裁判官の所属する部の協議により、当該裁判官に対する事件の全部若しくは一部の分配を停止し、又は分配済みの事件の全部若しくは一部を他の裁判官に移転することができる。

(3) (2)により事件の分配の停止等の措置を執った部は、その理由となった事由がやんだときは、部の協議により、負担の調整のため、事件の分配、移転について必要な措置を執ることができる。

## 5 代理順序

(1) 裁判長に差し支えのある場合

その部の上席者をもって裁判長とする。

(2) 裁判官に差し支えのあるときの代理順序

ア 担当裁判官に差し支えのあるときは、その裁判官所属の部の他の裁判官が適宜代理し、その部の裁判官に差し支えのあるときは、他の部の裁判官が適宜代理する。

イ 部に所属する裁判官に差し支えがあって合議体を構成することができないときは、民事第1部及び民事第2部については刑事部所属の裁判官、刑事部については民事第1部所属の裁判官が適宜代理する。

ウ 前各号により代理する裁判官に差し支えのあるときは、所長が指名する支部の裁判官が代理する。

## 6 開廷日割

民事第1部合議制事件		月、木
民事第2部合議制事件		月、木
民事一人制事件	竹 内 裁判官	木、金
	小 川 裁判官	火、金
	芹 澤 裁判官	火、水
	清 水 裁判官	月、水

刑事合議制事件		隨時
刑事一人制事件	出口 裁判官	月、火 金(即決裁判第2、4)
	西前 裁判官	木、金 金(即決裁判第1、3、5)
	深見 裁判官	火、水
	湯川 裁判官	火、金

## 第2 支部

### 1 松阪支部及び伊賀支部

#### (1) 裁判官の配置、裁判事務の分配、開廷日割及び代理順序

序 名	裁 判 官 の 配 置	裁 判 事 務 の 分 配	開 廷 日	代 理 順 序
松 阪	判事 佐藤 雅浩	全 部 (ただし、 次行記載の 事件を除く。)	月、水	判事 富岡 健史 (填補日に限る。) 本 庁 裁 判 官
	(填) 判事 富岡 健史	刑 事 訴 訟 事 件 及 び 破 産 事 件 の う ち 、 同 時 廃 止 申 立 て の 事 件 (た だ し 、 管 財 事 件 と す べ き 事 件 は 除 く。)	火、金(隔 週)	判事 佐藤 雅浩

伊 賀	判事 細川八重	全 部 (刑事訴訟 事件を除く 。)	月、火、水 、木、金	判事 深見翼 (填補日に限る。) 本 庁 裁 判 官
	(填) 判事 深見翼	刑事訴訟事 件	月	判事 細川八重

判事佐藤雅浩及び判事細川八重を調停主任に指定する。

(2) 代理順序の内容等

松阪支部及び伊賀支部の代理順序に定められた本庁裁判官の代理順序は、

ア 民事裁判事務について

① 判事補 後藤 寛樹

(ただし、1人ですることができないものを除く。)

② 判事 芹澤 美知太郎

③ 判事 小川 貴寛

④ 職権特例判事補 清水 萌

⑤ 判事 竹内 浩史

イ 刑事裁判事務について

① 判事補 高島 菜緒

(ただし、1人ですることができないものを除く。)

② 判事 湯川 亮

③ 判事 深見 翼

④ 判事 西前 征志

⑤ 判事 出口 博章

の順とする。

ウ 民事部裁判官に差し支えのあるときは刑事部裁判官が、刑事部裁判官に差し支えのあるときは民事部裁判官が、前記の順で代理する。

エ 前各号により代理する裁判官に差し支えのあるときは、所長が指名する  
本庁又は他支部の裁判官が代理する。

## 2 四日市支部

### (1) 裁判官の配置

判 事	鵜 飼 祐 充
判 事	日 比 野 幹
判 事	西 前 ゆう子
判 事	糸 井 淳 一
判 事	高 橋 正 典
判 事	深 見 菜有子

### (2) 裁判事務の分配

#### ア 民事合議制事件

裁 判 長	判 事	鵜 飼 祐 充
	判 事	日 比 野 幹
	判 事	西 前 ゆう子
	判 事	糸 井 淳 一
	判 事	高 橋 正 典
	判 事	深 見 菜有子

なお、合議構成については、所属裁判官の協議による。

#### イ 民事一人制事件

##### (ア) a 民事通常訴訟事件

判 事	日 比 野 幹 (1 / 5)
判 事	西 前 ゆう子 (2 / 5)
判 事	糸 井 淳 一 (2 / 5)

b 手形・小切手訴訟事件、再審事件、人身保護事件、保全異議事件、保全取消事件、民事保全法施行前の仮差押え又は仮処分決定に

対する異議申立事件及び仮差押え又は仮処分決定の取消申立事件

判 事 日比野 幹 (1/5)

判 事 西 前 ゆう子 (2/5)

判 事 糸 井 淳 一 (2/5)

c 再審事件は、当該事件を処理した裁判官がいるときは、その裁判官に分配する。

d 1件の当事者数により次のとおり件数加算による分配整理を行う。

(a) 50人以下のときは、10人を超えるごとにさらに1件が分配されたものとみなす。ただし、当該事件の分配を受けた裁判官が、事案の内容によりこの基準によることが相当でないと判断したときは、その裁判官の申出により四日市支部裁判官全員の協議により加算件数を定める。

(b) 50人を超えるときは、四日市支部裁判官全員の協議により加算件数を定める。

(イ) 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件並びに担保権の実行としての競売等事件、執行異議事件、財産開示事件、情報取得事件

判 事 西 前 ゆう子 (1/2)

判 事 糸 井 淳 一 (1/2)

(ウ) 債権及びその他の財産権に対する強制執行事件並びに担保権の実行及び行使事件、事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件

判 事 西 前 ゆう子 (1/2)

判 事 糸 井 淳 一 (1/2)

(エ) 保全命令事件 (キ)の各事件に関する保全命令事件を除く。)

判 事 深 見 菜有子

(才) 過料事件

判 事 糸 井 淳 一

ただし、基本となる事件に付隨する過料事件は、基本となる事件を担当する裁判官が担当する。

(カ) 訴訟事件で調停に付されたもの

当該訴訟事件の担当裁判官 (\*1)

(キ) 調停事件 (カ)の事件を除く。)、特定調停事件、罹災都市借地借家臨時処理法事件、借地非訟事件、民事非訟事件 (特定和解の執行決定事件を含む。)、商事非訟事件 (コ)の事件を除く。) 及び公示催告事件

判 事 西 前 ゆう子 (\*2)

(ク) 破産事件

判 事 日 比 野 幹

(ケ) 民事再生事件及び会社更生事件

判 事 日 比 野 幹

(コ) 商事非訟事件 (特別清算事件)

判 事 日 比 野 幹

(サ) 配偶者暴力に関する保護命令事件

判 事 日 比 野 幹 (1/3)

判 事 西 前 ゆう子 (1/3)

判 事 糸 井 淳 一 (1/3)

(シ) 共助事件、証拠保全事件及び民事雑事件

判 事 深 見 菜有子

(ス) 簡易確定事件

判 事 西 前 ゆう子 (1/2)

判 事 糸 井 淳 一 (1/2)

(セ) 前各号に掲げる事件以外の事件

判 事 深 見 菜有子

\* 1 判事日比野幹、判事西前ゆう子及び判事糸井淳一を調停主任に指定する。

\* 2 判事西前ゆう子を調停主任に指定する。

ウ 刑事合議制事件

裁 判 長	判 事	鵜 飼 祐 充
判 事	西 前 ゆう子	
判 事	糸 井 淳 一	
判 事	高 橋 正 典	
判 事	深 見 菜有子	

なお、合議構成については、所属裁判官の協議による。

エ 刑事一人制事件

(ア) 刑事訴訟事件

判 事 鵜 飼 祐 充

なお、判事鵜飼祐充が少年法第20条又は第62条第1項の決定をした事件については、判事高橋正典が担当するものとする。

(イ) 「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」における起訴前の保全手続事件及び国際共助手続事件、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」における保全手続事件及び国際共助手続事件並びに「不正競争防止法」における保全手続事件及び国際共助手続事件

判 事 鵜 飼 祐 充

(ウ) 準抗告事件（刑事訴訟法第430条）

判 事 鵜 飼 祐 充

(エ) (ウ)並びに(オ)、(カ)及び(キ)の雑事件を除くその他の雑事件

判 事 鵜 飼 祐 充 (1/2)

判 事 深 見 菜有子 (1/2)

(オ) 令状の発付、勾留質問その他令状に付隨する雑事件

a 法定合議事件以外の事件に係るもの

判 事 高 橋 正 典

b 法定合議事件に係るもの

判 事 深 見 菜有子

なお、被疑者に対する勾留理由開示請求事件及び第1回公判期日までの被告人に対する勾留理由開示請求事件は、当該被疑者又は被告人に対する令状を発付した裁判官が担当するものとする。ただし、その裁判官に差し支えがあるとき、又はその裁判官が本庁、他の支部からの填補裁判官若しくは他の裁判所の裁判官であるときは、上記a及びbの定めによる。

(カ) 医療観察法に基づく嘱託による事実の取調べに係る事務

判 事 鵜 飼 祐 充

(キ) 医療観察法に基づく鑑定入院命令に係る事務

判 事 鵜 飼 祐 充

(ク) 更生保護法第52条第5項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する意見は、原裁判担当裁判官が担当する。ただし、その裁判官が転補等により担当することができない場合は、後任の裁判官が担当する。

オ 準抗告事件（刑事訴訟法第429条。合議事件に係るもの）を除く。)

並びに裁判官及び裁判所書記官に対する除斥事件及び忌避事件

裁 判 長 判 事 鵜 飼 祐 充

判 事 日 比 野 幹

判 事 西 前 ゆう子

判 事 糸井淳一  
判 事 高橋正典  
判 事 深見菜有子

#### カ 分配の調整

事件の分配についての調整を行う必要があるときは、2(1)の裁判官全員で協議の上調整を図る。

#### キ 2人以上の裁判官が担当する事件の分配等

- (ア) 事件を担当すべき裁判官が2人以上あるときにおける事件の裁判官への分配は、事件種類別に、受付順に従って行い、年度更新をしない。
- (イ) 裁判官の病気、長期出張等の事由により一時的に担当事件の処理に支障を生じる場合には、カの協議により、当該裁判官に対する事件の全部若しくは一部の分配を停止し、又は分配済みの事件の全部若しくは一部を他の裁判官に移転することができる。
- (ウ) (イ)により、事件の分配の停止等の措置を執ったときは、その理由となつた事由がやんだときは、カの協議により、負担の調整のため、事件の分配、移転について必要な措置を執ることができる。

#### (3) 代理順序

##### ア 裁判長に差し支えのある場合

上席者をもって裁判長とする。

##### イ 裁判官に差し支えのある場合

四日市支部所属の他の裁判官が適宜代理する。

ウ 四日市支部において合議体を構成することができないときは、本庁裁判官が適宜代理する。

エ 前各号により代理する裁判官に差し支えのあるときは、所長が指名する本庁又は他支部の裁判官が代理する。

#### (4) 開廷日割

民事合議制事件		水
民事一人制事件	日比野 裁判官	月、火、水、木
	西前 裁判官	月、火、水、金
	糸井 裁判官	月、火、水、木
刑事合議制事件		月、火、水、木、金
刑事一人制事件	鵜飼 裁判官	月、木、金

### 3 伊勢支部及び熊野支部

#### (1) 裁判官の配置、裁判事務の分配、開廷日割及び代理順序

序名	裁 判 官 の 配 置	裁 判 事 務 の 分 配	開 廷 日 割	代 理 順 序
伊勢	判事 小川清明	全 部 (ただし、次行記載の事件を除く。)	月、火、木、金	判事 富岡健史 本庁裁判官

伊勢	判事 富岡 健史	刑事訴訟事件、保全命令事件、証拠保全事件、訴え提起前の証拠収集処分事件、配偶者暴力に関する保護命令事件、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件、担保権の実行としての競売等事件(4/5)、債権その他の財産権に対する強制執行事件並びに担保権の実行及び行使事件(4/5)、調停事件(訴訟事件又は非訟事件で調停に付されたものを除く。)(1/2)	月	判事 小川 清明
熊野	判事 前田 優太	全 部	月、火、木	本 庁 裁 判 官

判事小川清明、判事富岡健史及び判事前田優太を調停主任に指定する。

## (2) 代理順序の内容等

伊勢支部及び熊野支部の代理順序に定められた本庁裁判官の代理順序は、

### ア 民事裁判事務について

① 判事補 後藤 寛樹

(ただし、1人ですることができないものを除く。)

② 判事 芹澤 美知太郎

③ 判 事 小川貴寛

④ 職権特例判事補 清水萌

⑤ 判 事 竹内浩史

イ 刑事裁判事務について

① 判事補 高島菜緒

(ただし、1人でできることができないものを除く。)

② 判 事 湯川亮

③ 判 事 深見翼

④ 判 事 西前征志

⑤ 判 事 出口博章

の順とする。

ウ 民事部裁判官に差し支えのあるときは刑事部裁判官が、刑事部裁判官に差し支えのあるときは民事部裁判官が、前記の順で代理する。

エ 前各号により代理する裁判官に差し支えのあるときは、所長が指名する本庁又は他支部の裁判官が代理する。

4 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管事務

松阪支部、伊賀支部、四日市支部、伊勢支部及び熊野支部における犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管事務は本庁において取り扱う。

第3 簡易裁判所

1 裁判官の配置、裁判事務の分配、開廷日割及び代理順序

序名	裁判官の配置	裁判事務の分配	開廷日割等	代理順序
----	--------	---------	-------	------

	柴 田 千 津	民事訴訟事件（少額訴訟事件を含む。）（2／3） 調停事件（付調停事件を除く。）（1／2） 担当の民事訴訟事件に係る付調停事件 略式命令事件（在序略式命令事件を除く。）（1／2） 令状事務（被疑者国選弁護人選任に係る事務を含む。）及び在序略式命令事件 列举した以外の各種事件	火、金 水、木 水、木	福 井 芳 成 鵜 飼 伸 洋
津	(填) 福井芳成	調停事件（付調停事件を除く。）（1／2） 刑事訴訟事件（担当した略式命令に対する正式裁判の申立事件を除く。） 略式命令事件（在序略式命令事件を除く。）（1／2） 令状事務（被疑者国選弁護人選任に係る事務を含む。）及び在序略式命令事件	月、金 月、金	柴 田 千 津 鵜 飼 伸 洋
	(填) 鵜飼伸洋	民事訴訟事件（少額訴訟事件を含む。）（1／3） 担当の民事訴訟事件に係る付調停事件 刑事訴訟事件（福井裁判官担当の略式命令に対する正式裁判の申立事件に限る。） 令状事務（被疑者国選弁護人選任に係る事務を含む。）及び在序略式命令事件	水 水 火	柴 田 千 津 福 井 芳 成

鈴鹿	福井芳成	全 部	火、水、木	柴田千津
	(兼) 佐藤雅浩	令状事務（被疑者国選弁護人選任に係る事務を含む。）及び在庁略式命令事件		富岡健史 鶴飼伸洋
	(填) 宮下裕章	民事訴訟事件（少額訴訟事件を含む。） 担当の民事訴訟事件に係る付調停事件 略式命令事件（在庁略式命令事件を除く。）（1／2）	水、木 水、木	柴田千津 佐藤雅浩
松阪		令状事務（被疑者国選弁護人選任に係る事務を含む。）及び在庁略式命令事件		
	(填) 柴田千津	調停事件（付調停事件を除く。） 略式命令事件（在庁略式命令事件を除く。）（1／2） 令状事務（被疑者国選弁護人選任に係る事務を含む。）及び在庁略式命令事件 列举した以外の各種事件	月	宮下裕章 佐藤雅浩
	(填) 富岡健史	刑事訴訟事件	火、金（隔週）	佐藤雅浩

伊 賀	宮 下 裕 章	民事訴訟事件（少額訴訟事件を含む。）	火	細 川 八 重 柴 田 千 津
		調停事件	月	
		略式命令事件（在庁略式命令事件を除く。）		
		令状事務（被疑者国選弁護人選任に係る事務を含む。）及び在庁略式命令事件		
		列挙した以外の各種事件		
	（兼）細川八重	令状事務（被疑者国選弁護人選任に係る事務を含む。）及び在庁略式命令事件		宮 下 裕 章 柴 田 千 津
	（填）深見 翼	刑事訴訟事件	月	宮 下 裕 章 細 川 八 重

四 日 市	高木 弘太郎	<p>民事訴訟事件（少額訴訟事件を含む。）（2／3）</p> <p>調停事件（付調停事件を除く。）（2／3）</p> <p>担当の民事訴訟事件に係る付調停事件</p> <p>刑事訴訟事件（担当した略式命令に対する正式裁判の申立事件を除く。）</p> <p>略式命令事件（在庁略式命令事件を除く。）（2／3）</p> <p>令状事務（被疑者国選弁護人選任に係る事務を含む。）及び在庁略式命令事件</p> <p>列举した以外の各種事件</p>	火、金 月、金 月、金 木	豊吉 健 四日市支部裁判官（四日市支部裁判官の代理順序は、第2の2(3)イと同じ。）
	(填) 豊吉 健	<p>民事訴訟事件（少額訴訟事件を含む。）（1／3）</p> <p>調停事件（付調停事件を除く。）（1／3）</p> <p>担当の民事訴訟事件に係る付調停事件</p> <p>刑事訴訟事件（高木裁判官担当の略式命令に対する正式裁判の申立事件に限る。）</p> <p>略式命令事件（在庁略式命令事件を除く。）（1／3）</p> <p>令状事務（被疑者国選弁護人選任に係る事務を含む。）及び在庁略式命令事件</p>	月、水 月、水 月、水 水	高木 弘太郎 四日市支部裁判官（四日市支部裁判官の代理順序は、第2の2(3)イと同じ。）
桑 名	豊吉 健	全 部	火、木、金 (第2、第4)	高木 弘太郎

伊勢	鵜飼伸洋	民事訴訟事件（少額訴訟事件を含む。）	月、木	小川清明 富岡健史 柴田千津
		調停事件	月、金	
		略式命令事件（在庁略式命令事件を除く。）		
		令状事務（被疑者国選弁護人選任に係る事務を含む。）及び在庁略式命令事件		
	(兼) 小川清明	令状事務（被疑者国選弁護人選任に係る事務を含む。）		富岡健史
		在庁略式命令事件		
	(兼) 富岡健史	刑事訴訟事件	月	鵜飼伸洋
熊野	前田優太	在庁略式命令事件		小川清明 柴田千津
		全部	月、火、木	
		全部	水、金（第2）	
尾鷲	前田優太	全部		柴田千津

なお、代理裁判官に差し支えのあるときは、その裁判官の本務庁における裁判官が適宜代理するものとする。

2 津簡裁の代理順序に定められた本庁裁判官の代理順序は、

(1) 民事裁判事務について

- ① 判事 芹澤美知太郎
- ② 判事 小川貴寛
- ③ 職権特例判事補 清水萌
- ④ 判事 竹内浩史

(2) 刑事裁判事務について

- ① 判事 湯川亮
- ② 判事 深見翼

③ 判 事 西 前 征 志

④ 判 事 出 口 博 章

の順とする。

3 裁判官が1人しか配置されていない簡易裁判所において正式裁判の申立てが予想される略式命令請求事件が係属したときは、1により代理する裁判官が担当し、正式裁判の申立事件は、当該簡易裁判所の裁判官が担当する。

4 勤務時間外及び休日の令状請求事件、勾留に関する処分事件及びその他令状に付随する事件等（被疑者国選弁護人選任等に係る事務を含む。）は、別に定める「津地方・家庭裁判所及び津簡易裁判所における勤務時間外の令状等請求事件の分担及び処理に関する定め」に従って取り扱う。

なお、津簡易裁判所における被疑者に対する勾留理由開示請求事件は、当該被疑者に対する令状を発付した裁判官が担当するものとする。ただし、その裁判官に差し支えがあるときは、簡易裁判所判事柴田千津が担当する。

5 松阪簡易裁判所、伊賀簡易裁判所、伊勢簡易裁判所、熊野簡易裁判所及び尾鷲簡易裁判所における各種令状の事務処理につき差し迫った必要のあるときは、当該簡易裁判所の代理順序の定めにかかわらず、津地方裁判所本庁又は津簡易裁判所の令状担当裁判官が処理する。

6 前各号により代理する裁判官に差し支えのあるときは、所長が指名する裁判官が代理する。

#### 第4 所長の応急措置について

上記の定めにより難い事務の分配について緊急の事情がある場合は、所長において応急の措置を講ずることができる。

#### 第5 新任判事補研さんについて

所長は、新任判事補研さんの実施のため、研さん期間中の判事補に対し、期間又は日を決めて本庁民事部及び同刑事部の各裁判事務の取扱いを命じることができる。

## 令和6年における司法行政事務の代理順序

令和6年 1月 1日施行

令和6年 4月 1日施行

津 地 方 裁 判 所

## 1 本庁

(1) 所長に差し支えのあるときにおける司法行政事務は、次の裁判官が順次代理する。

判 事 竹 内 浩 史  
判 事 出 口 博 章

(2) 部の事務を総括する裁判官に差し支えのあるときにおける当該部の司法行政事務は、当該部所属の裁判官がその席次に従って代理する。

## 2 松阪支部

支部長に差し支えのあるときにおける司法行政事務は、次の裁判官が順次代理する。

判 事 出 口 博 章  
判 事 竹 内 浩 史

## 3 伊賀支部

支部長に差し支えのあるときにおける司法行政事務は、次の裁判官が順次代理する。

判 事 入 江 克 明  
判 事 西 前 征 志

## 4 四日市支部

支部長に差し支えのあるときにおける司法行政事務は、次の裁判官が順次代理する。

判 事 日 比 野 幹  
判 事 西 前 ゆ う 子

## 5 伊勢支部

支部長に差し支えのあるときにおける司法行政事務は、次の裁判官が順次代理する。

判 事 竹 内 浩 史

判 事 出 口 博 章

6 熊野支部

支部長に差し支えのあるときにおける司法行政事務は、次の裁判官が順次代理する。

判 事 西 前 征 志  
判 事 入 江 克 明

7 簡易裁判所司法行政事務掌理裁判官に差し支えのあるときにおける司法行政事務は、次の裁判官が代理する。

- |                      |                                    |
|----------------------|------------------------------------|
| (1) 津簡易裁判所           | 1 の(1)に定める代理裁判官                    |
| (2) 支部併設簡易裁判所        | 2 から 6 に定める当該簡易裁判所が設置されている支部の代理裁判官 |
| (3) (1)及び(2)以外の簡易裁判所 | 所長が指名する裁判官                         |

令和6年

津地方・家庭裁判所及び津簡易裁判所における勤務時間外の  
令状等請求事件の分担及び処理に関する定め

令和6年 1月 1日施行

令和6年 1月 16日施行

令和6年 2月 27日施行

令和6年 3月 25日施行

令和6年 4月 1日施行

津 地 方 裁 判 所

津 家 庭 裁 判 所

## 1 勤務時間外の担当裁判官

次の事件等について、津地方・家庭裁判所、同裁判所の各支部及び津地方裁判所管内の各簡易裁判所（津地方・家庭裁判所熊野支部、熊野簡易裁判所及び尾鷲簡易裁判所を除く。）の裁判官は、別に定める「熊野支部を除く勤務時間外における裁判官の令状当番等に関する申合せ」（以下「令状当番申合せ」という。）に基づく分担に従い、津簡易裁判所名義をもって、それぞれ当番制により処理する。

ただし、簡易裁判所辞令のない裁判官にあっては、津地方裁判所名義をもって処理する。

- (1) 平日の午後5時から翌日の午前8時30分までに受理した令状請求事件
- (2) 休日の午前8時30分から翌平日の午前8時30分までに受理した
  - ア 令状請求事件
  - イ 勾留に関する処分事件
- (3) (1)及び(2)に付随する事件等

## 2 当番裁判官が処理できないときの担当裁判官

以下の事件を処理するときは、別表1及び2記載の裁判官が、令状当番申合せで定める順番により処理する。

- (1) 地方裁判所で処理する令状請求事件、勾留に関する処分事件及びその他令状に付随する雑事件等（被疑者国選弁護人選任に係る事務並びに医療観察法事件に基づく鑑定入院命令に係る事務及び連戻状に係る事務を含む。）

別表1に記載の裁判官が担当する。ただし、各裁判官に差し支えのあるときは、判事市原義孝が担当する。

- (2) 家庭裁判所で処理する「児童虐待の防止等に関する法律」に基づく雑事件（臨検捜索許可状に係る事件）及び観護措置並びに令状及びその他令状に付随する事件

別表1に記載の裁判官が担当する。ただし、各裁判官に差し支えのあるときは、判事市原義孝が担当する。

- (3) 津簡易裁判所で処理する令状請求事件、勾留に関する処分事件及びその他令状に付随する事件等（被疑者国選弁護人選任に係る事務を含む。）

別表2に記載の裁判官が担当する。

3 津を除く管内簡易裁判所における被疑者国選弁護人選任に係る事務を勤務時間外に処理する必要がある場合には、前記2(3)に定める裁判官が当該簡易裁判所の裁判官として処理する。

別表 1

判 事	竹 内 浩 史、鵜 飼 祐 充、出 口 博 章、 日比野 幹、入 江 克 明、西 前 征 志、 西 前 ゆう子、糸 井 淳 一、高 橋 正 典、 小 川 清 明、小 川 貴 寛、深 見 翼、 深 見 菜有子、細 川 八 重、佐 藤 雅 浩、 湯 川 亮、富 岡 健 史、芹 澤 美知太郎
職権特例判事補	清 水 萌
判 事 補 (1人ですること ができないものを 除く。)	後 藤 寛 樹 高 島 菜 緒 (家庭裁判所の事件を除く。)

別表 2

津簡易裁判所	竹 内 浩 史、出 口 博 章、入 江 克 明、 西 前 征 志、小 川 貴 寛、深 見 翼、 湯 川 亮、芹 澤 美知太郎、清 水 萌、 柴 田 千 津
鈴鹿簡易裁判所	福 井 芳 成
松阪簡易裁判所	佐 藤 雅 浩
伊賀簡易裁判所	細 川 八 重、宮 下 裕 章
四日市簡易裁判所	鵜 飼 祐 充、日比野 幹、西 前 ゆう子、 糸 井 淳 一、高 橋 正 典、深 見 菜有子、 高 木 弘太郎
桑名簡易裁判所	豊 吉 健
伊勢簡易裁判所	小 川 清 明、富 岡 健 史、鵜 飼 伸 洋